

令和3年（ネ）第83号放送法遵守義務確認等請求控訴事件

控訴人ら 宮内正厳外109名

被控訴人 日本放送協会

意見陳述書（1）

2021年4月13日

大阪高等裁判所第6民事部B係 御中

控訴人ら代理人 弁護士 佐藤真理

1 現在、受信料制度は、大きな曲がり角を迎えている。メディア環境の激変の中で若者の「テレビ離れ」が進み、テレビを設置しない世帯が急速に増加しているからである。テレビ（受信機）の設置を前提とした現行の受信料制度そのものが成り立たなくなる可能性が急速に高まっている。そのためNHKは現在、受信料制度を見直すための「放送法改正」を最大の経営目標としている。

ところが、この「放送法改正」が、いわば人質にとられるような形で、NHKは様々な権力からの圧力に屈しやすい状況が生まれている。

そのことを端的に示す事件が「クローズアップ現代+」で起きた。2018年4月24日、「クローズアップ現代+」において、かんぽ生命保険の不正販売を取り上げ、『郵便局が保険の押し売り！～郵便局員の告白～』を放送したところ、反響が大きく、同年8月10日に続編を予定していた。ところが、NHKは、元総務事務次官の鈴木康雄日本郵政上級副社長らからの抗議・圧力に屈し、「かんぽ生命保険の不正販売」をテーマとした「クローズアップ現代+」続編の放送を、翌2019年7月まで、約1年、11カ月間も延期したのである。

2 かんぽ生命保険の不正販売を報じた「クローズアップ現代+」の放送をめぐ

っては、2018年10月のNHK経営委員会で議論がなされ、森下委員長代行が「番組の取材が極めて稚拙で、取材をほとんどしていない。郵政側が納得していないのは取材内容だ。」などと発言し、その上、「NHK執行部のガバナンスの問題がある。」として、当時の上田良一会長を厳重注意した問題で、NHK情報公開・個人情報保護審議委員会（委員長・藤原静雄中央大大学院教授）は、2020年5月に経営委員会の議事録を「全面開示すべき」との答申を出した。しかるに、経営委員会は要約しか開示しなかった。上記第三者機関は、本年2月4日、再度、関連議事録の「全面開示」を命じる答申を出した。

NHKの番組制作手法を批判し、上田会長の厳重注意に至る流れをリードしたのは森下俊三委員長代行だったが、森下氏は2019年3月に経営委員長に昇格後、経営委員会は上記第三者機関の答申を無視したことから、2度目の全面開示答申を受けるに至ったのである。

放送法32条2項は「（経営委員会）委員は、個別の放送番組の編集について、第3条に規定する行為をしてはならない。」と定め、同法3条は「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。」と規定している。経営委員会委員による個別番組の編集への干渉は、明白な放送法違反に該当する。

経営委員会において、放送法違反の個別番組への干渉及びNHK会長への厳重注意を主導した森下俊三氏が、視聴者団体等の広範な反対の声にもかかわらず、本年3月に衆参両議院の同意を得て、菅首相から経営委員に再任され（野党三党は反対）、さらに委員の互選により経営委員長に再任されたことは、NHKの自主自律を脅かす重大事態である。

- 3 本件裁判は、ニュース報道番組において、政権に付度し、「政府の広報機関」化した放送を繰り返すNHKに対して、視聴者・国民が、公共放送としてのあり方を問う画期的訴訟として、全国的にも注目されつつある。

2020年11月12日、一審奈良地裁は、NHKがニュース報道番組において、放送法4条を遵守して放送する義務（事実をまげない、政治的公平、多角的論点明示など）の確認請求を「却下」し、放送法4条を遵守しない放送を

したことに対する損害賠償請求を「棄却」したが、その後、福岡県及び愛知県で、一審判決をテーマとした講演会に、私達弁護団が招待された。来月にも茨城県水戸の講演会に招聘されている。

- 4 一審判決が、「法律上の争訟に該当せず、不適法である」とのNHKの主張を排斥して、「放送の内容が放送法4条に抵触するものであるか否かを裁判所が判断することは可能であり、司法審査に適しないということもできない」として、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たり、司法権行使の対象となることを認めた点は正当であり、評価できる。

しかし、原告が放送法4条違反であると詳細に主張立証した共謀罪や桜を見る会問題等、13項目に及ぶNHKのニュース報道番組について、放送法4条を遵守した放送であったといえるのか否かについては、「疑問の余地が全くないわけではない」と指摘しただけで、放送法4条違反の有無について具体的な判断をせずに、棄却した。

NHKOBの相澤冬樹氏、永田浩三氏、小滝一志氏、稲葉一将名大教授、須藤春夫法政大名誉教授の合計5名の証人尋問、原告代表5名の本人尋問を実施するなどの訴訟指揮に照らし、正面から実体判断がなされるものと期待していただけに、無念の思いを禁じ得ない。

- 5 一審判決は、「個々の受信契約者ないし視聴者の理解や価値観を基準として、それらの者に対し、豊かで良い、事実を曲げない、有益適切な番組（を）視聴すべき権利ないし法的な利益を一般的に認めることは、被告の放送番組編集の自由を著しく制約するものであり、その行使を事実上不可能ならしめることに等しいことからすると、（放送）法4条1項各号に定める放送内容に関する義務は、放送に対して一般的抽象的に負担する義務であって、個々の受信契約者に被告に対して同条を遵守して放送することを求める法律上の権利ないし利益を付与したものと解することはできない」と判示したが、不当である。

一審判決は、原告らが求めたのは「個人的価値観を基準」とした放送だと予断したのである。しかし、原告らが本件裁判で訴えたのは、NHKの放送が個人的価値観にそぐわなかったということではなく、NHKがニュース報道番組

の編集にあたって、あまねく視聴者に対して負う放送法第4条から逸脱した例が多々ある現状の是正であり、それを繰り返させないための歯止めとして、NHKには放送法第4条を遵守する法的義務があることを司法の場で確認するよう求めたのである。即ち、原告らのNHKのニュース報道に対する批判は、原告らの個人的価値観に基づくものではない。原告らが訴えたのは、NHKがあまねく視聴者に対して負う「自主自律の堅持」であり、視聴者の「知る権利」に応えるよう、真実を曲げずに伝えるという放送法の遵守なのである。

- 6 一審判決が、放送法3条の「放送番組編集の自由の原則」を持ち出し、個々の受信契約者ないし視聴者に対し、豊かで良い、事実を曲げない、有益適切な番組（を）視聴すべき権利ないし法的な利益を一般的に認めることは、NHKの放送番組編集の自由を「著しく制約」し、「その行使を事実上不可能ならしめることに等しい」として、「（放送）法4条1項各号に定める放送内容に関する義務は、放送に対して一般的抽象的に負担する義務であって、個々の受信契約者にNHKに対して同条を遵守して放送することを求める法律上の権利ないし利益を付与したものと解することはできない」と判示したが、的外れである。

NHKの選挙報道が放送法4条に違反すると裁判所が判断した場合にも、放送法遵守義務違反に当たるとの確認判決（主文または理由中の判断）は、NHKに対して一定の放送時間を設けるなどの何らかの作為を命ずるものではない。放送された番組が放送法4条違反の状態にあると裁判所が判断するだけで、NHKは違法状態を解消する様々な手段を「自律」的に選択できるのであり、報道の自由の侵害とはならない。

- 7 さらに、一審判決は、「NHKに法4条を遵守して放送する義務があることを確認する判決は、それが確定しても、原告らはNHKによる任意の履行を期待するほかないので、判決の効力は、上記放送義務に関する紛争の解決に資するものといえない」とも判示した。

しかし、確認請求を認容する判決がなされれば、NHKが放送法4条1項各号の遵守義務に違反した番組を放送した場合、受信契約者から損害賠償請求訴

訟等が提起されて敗訴するリスクが現実化し、そのようなリスクを回避するためにNHKは放送法4条1項各号を遵守することを現実的に強制されることになり、一審原告らには、確認判決を求める法律上の利益が認められるべきである。

放送法第4条第1項各号の遵守義務が対視聴者との関係で法的規範として存在することを裁判所が確認することは、NHKの業務に関して申し出のあった苦情その他の意見について適切に対応する義務を定めた放送法第27条を顧みないNHKの現状を改めることにもつながる。

NHKに対する視聴者・国民の不信の主要な原因の一つにNHKの不誠実な応答忌避とその元凶になっている「編集権」の誤用があるが、これらを是正する効果をもたらすことが期待できる。なぜなら、放送法4条1項各号の遵守義務を、その履行状況が司法によって審査される法的義務であることが確認されれば、義務の履行状況に関する視聴者からの疑義に誠実に応答する「説明責任」がNHKに存することが明確になるからである。

「放送法第27条遵守義務の実効化」という法的利益を視聴者にもたらし、ひいては受信契約者であり、受信料負担者である視聴者とNHKの信頼関係を強固なものとすることによって、NHKの公共放送としての基盤を揺るぎないものとすることにも資するのである。

- 8 2017年12月6日の最高裁大法廷判決は、「放送は、憲法21条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである。」と判示した。

控訴人らは、憲法21条の保障の下で、主権者国民の「知る権利」に奉仕し、「健全な民主主義の発達に寄与する」ものとして、NHKが自主自律を堅持の上、公共放送としての役割を遺憾なく発揮することを求めて、本裁判を提起したのである。

2017年最高裁大法廷判決は、「受信契約の成立には双方の『意思表示の合致』、即ち『合意』が必要」としながら、NHKのニュース報道番組の放送

の中身には全く踏み込まなかった。

最高裁大法廷判決は、放送受信料の法的性格について、一審原告らが主張した「有償双務契約」論を採用せず、他方、NHKが主張した「特殊負担金」論も採用しなかった。この点を含めて、未決着な論点が少なくない。放送内容について一切触れていないのが、最高裁大法廷判決の特徴である。

9 法律論として、NHKと受信者との法律関係がどのようなものかは、いまだ未解明と言わざるを得ない。本件訴訟はまさに画期的な訴訟なのである。

議会制民主主義と法治主義の崩壊の危機といわれる今日、司法権を担う裁判所が、控訴人らの主張を正面から受け止め、控訴審での証人尋問の実施など、十分な審理を尽くした上、歴史的な判決を言い渡されるよう、心から求めるものである。

以上